(目的)

第1条 この要綱は、健康づくりに関する意識が高く、健康づくりに関する取り組みをマネジメントしている企業・団体等をひろさき健やか企業(以下「健やか企業」という。)として、認証・登録するとともに、その取組みを広く周知し、社会全体で市民の健康をマネジメントする様々な仕組みによる健康寿命(平均寿命)を延伸することを目的とする。

(認定事業所)

- 第2条 健やか企業の認定の対象となる事業所(以下「認定事業所」という。)は、 第1号アからオまでに掲げる要件を全て満たし、かつ、第2号アからクまでに掲 げる要件のうち3以上を満たすものとする。
  - (1) 必須項目
    - ア 企業、団体等の事業所で、弘前市内に所在するものであること。
    - イ 事業所において、従業員の健康づくりについて担当者(リーダー)が定められていること。
    - ウ 負傷又は疾病の治療中その他止むを得ない事情の者を除き、従業員全員が健 康診査を受診し、かつ、要精検者及び特定保健指導対象者に必要な措置を講じ ていること。
    - エ 従業員に、年齢等の条件に応じたがん検診を実施又は勧奨し、かつ、対象検診(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診)のうち、一項目以上の実施(受診)率が50%以上であること。
    - オ 事業所において、受動喫煙防止対策を講じていること。
  - (2) 選択項目
    - ア 従業員の禁煙支援に対する取組みが行われていること。
    - イ 事業所において、メンタルヘルスに対する取組みが行われていること。
    - ウ 従業員に、予防接種(インフルエンザ等)の推奨など、感染症予防対策を行っていること。
    - エ 「ひろさき健幸増進リーダー」に関し、従業員を養成講座に輩出し、又は健幸増進リーダーを招き、事業所において運動教室などを実施していること。
    - オ 従業員に、健康に対する意識及び知識を修得させ、健康教養を高めるための 取組みを行っていること。
    - カ 従業員に、食生活改善など食育に関する取組みを行っていること。
    - キ アからカまでの取組み以外の健康づくりに関する取組みを行っていること。
    - ク アからキまでについて、機会付与やインセンティブ(有償等)を行っている こと。

(認定の申請等)

- 第3条 健やか企業の認定を受けようとする事業所は、ひろさき健やか企業認定申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、第2条 に掲げる認定要件(以下単に「認定要件」という。)を満たしていると認めたとき は、当該申請に係る事業所を健やか企業に認定(以下「認定事業所」という。)す る。ただし、当該事業所の事業活動が公序良俗に反するなど、適当でないと認め たときは認定しないことができる。
- 3 市長は、前項の規定により健やか企業として認定したときは、当該事業所にひ

ろさき健やか企業認定通知書(様式第2号)により通知し、ひろさき健やか企業 認定証(様式第3号)を交付する。

(変更の届出)

- 第4条 認定事業所(前条第1項又は第6条第1項の規定による申請中の事業所を含む。)は、申請に係る事項に変更があったときは、ひろさき健やか企業変更届出書 (様式第4号)に、変更する事項を記載して市長に届け出なければならない。 (認定の期間)
- 第5条 第3条第2項(次条第2項の規定により準用される場合を含む。)による認定の期間は、認定の日から2年間とする。ただし、最初に認定を受ける事業所は、認定の日から2年を超えた日以降最初に到来する8月31日までとする。 (認定の更新)
- 第6条 前条の期間を経過した後において引き続き第3条第2項の規定による認定 を受けようとする認定事業所は、ひろさき健やか企業更新申請書(様式第5号)に 市長が必要と認める書類を添付し、認定期間が経過する日の30日前までに市長に 申請しなければならない。この場合において、認定事業所が自らこれまでの取り組 み状況を踏まえ、より一層の推進に配慮するものとする。
- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による認定の更新について準用する。 (認定事業所の責務等)
- 第7条 認定事業所は、第1条の目的を達成するために、健康教養向上等により一層 積極的に取り組まなければならない。
- 2 認定事業所は、市が作成した健やか企業のロゴマークを広告等に用いることができる。この場合において、市長は、使用の条件を付することができる。 (認定の取消し及び再申請の制限)
- 第8条 市長は、健やか企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項 の規定に基づく認定を取り消すことができる。
  - (1) 第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 前条第2項の使用の条件に違反したとき。
  - (3) 公序良俗に反する行為その他市長が適当でないと認めた行為を行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、ひろさき健やか企業認定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- 3 認定事業所は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、市長に対して直 ちにひろさき健やか企業認定証を返還しなければならない。次条の規定により認定 を辞退するときも、同様とする。
- 4 第2項の規定により認定の取り消しを通知された認定事業所は、その通知の日から取り消された当該認定期間が経過するまでは、再申請することができない。 (認定の辞退)
- 第9条 第3条第2項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の認定を辞退しようとする事業所(第3条第1項又は第6条第1項の規定により申請中の事業所を含む。)は、市長にひろさき健やか企業認定辞退届(様式第7号)を提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、告示の日以後の認定について適用し、同日前の認定については、なお従前の例による。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、告示の日以後の認定について適用し、同日前の認定については、なお従前の例による。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のひろさき健やか企業認定制度実施要綱第3条 第2項の規定により認定を受けている事業所の認定期間は、改正後のひろさき健や か企業認定制度実施要綱第5条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。